

## いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

※いじめの定義から、『継続して』『強い物から弱い物へ』という文言がなくなりました。一度でも、いじめという認識をお願いします。

### 2 いじめの対応についての基本的認識

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立って親身になった指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

（「沖縄県いじめ対応マニュアル」より）

### 3 いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、当該学級担任による「いじめ対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

一部の教職員や、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で情報を共有し、組織的に対応できるよう、平素からこれらの対応のあり方について全職員で共通理解を図る。

### 4 いじめの未然防止のための取組

#### （1）学級経営の充実

- ①「教育相談アンケート」や「QU 検査結果」から児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ②支持的風土の学級作りの推進
- ③わかる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

#### （2）道徳教育の充実

- ①道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ②全ての教育活動において道徳教育を実践し、生命尊重・人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

### (3) 教育相談体制の整備

- ① QU 検査結果の考察と対応策を考え、校内研修で共通理解を図る。
- ② 年3回教育相談週間を位置づけ児童一人一人の理解に努める。
- ③ スクールカウンセラー等と連携し、教育相談の充実に努める。
- ④ 教育相談アンケートを実施し（6月・10月）、児童の実態把握に努める。

### (4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ① インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラル教育を充実させる。（道徳教育、総合的な学習の時間 等）
- （5） いじめの情報があれば、必要に応じて迅速に面談を行う。
- （6） 長期休暇が明ける前に、必要に応じて気になる児童へ声かけ等を行う。

## 5 いじめの早期発見のための取組

### (1) 日常的な観察を充実させる。

- ① 児童が学級や学校、友人間でどのような状況にあるのか把握する。
- ② 家庭訪問・個人面談・教育相談等による把握。
- ③ いじめの情報があれば、すぐに職員で共有し、児童へ確認・面談する。

### (2) アンケート調査の実施

- ① 人権の日に合わせて月に1回「心の整理箱アンケート」を実施。  
※ 記入後の心の整理箱アンケート用紙（紙媒体）は生徒指導主任が1年間保管する。
- ※ 心の整理箱アンケート用紙をPDFにした、データCDを児童が中学卒業するまで保管する。
- ② QU アンケートを（年2回、6月、10月）実施し、QU アンケート回収後は児童と直接対話する等迅速に対応し、いじめの早期発見に努める。

### (3) 教育相談週間の実施

- ① 教育相談週間を通じた学級担任による子どもからの聞き取り。（4月・6月・10月）

### (4) 職員相互の情報交換及び連携

- ① 児童の様子に目を配ったり、職員相互の情報交換を密にし、児童の交友関係や悩みを把握したりする。

### (5) 保護者や地域、関係機関との連携

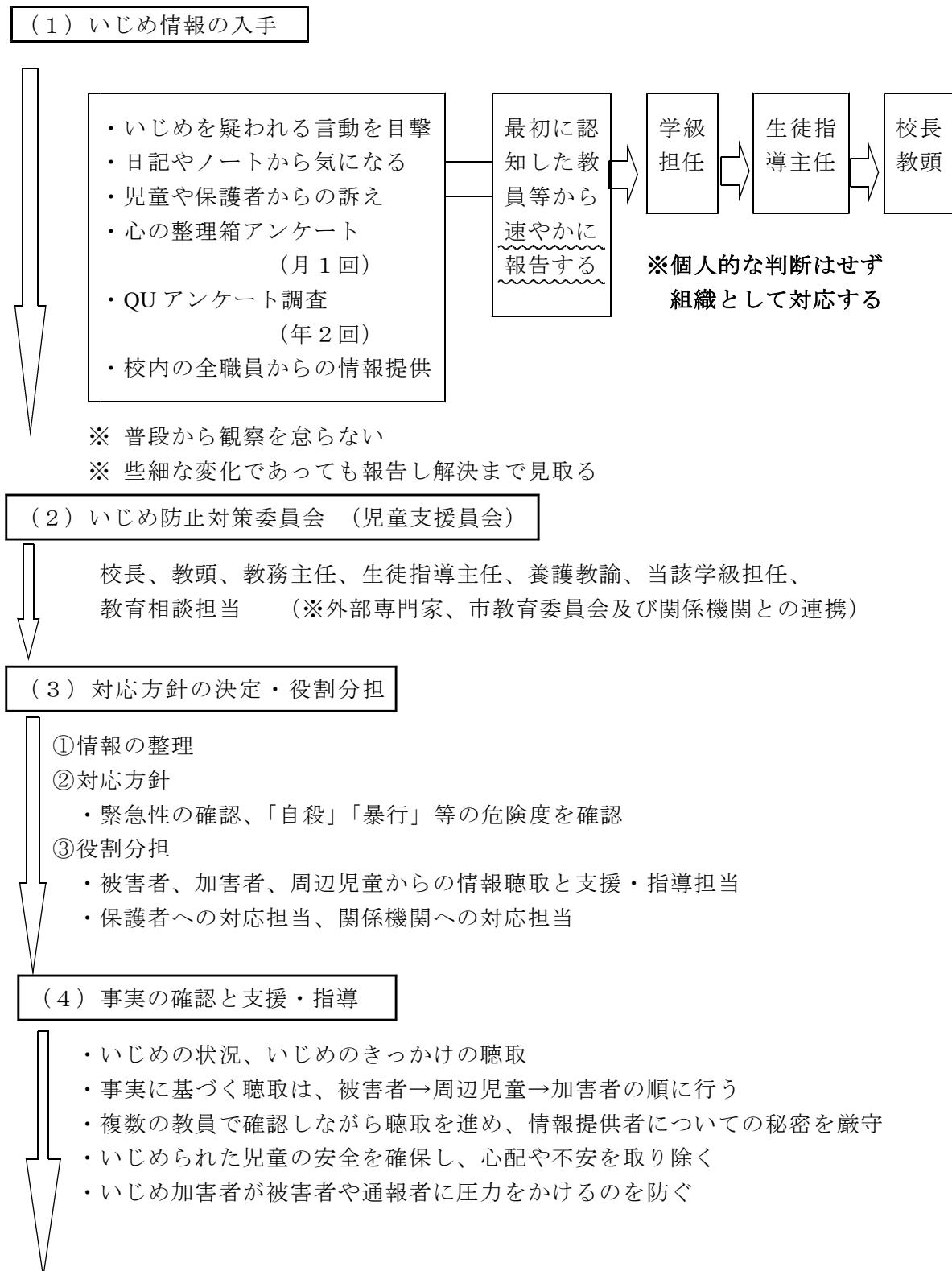
- ① 保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。また、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

## 6 いじめに対する措置

- （1） いじめが疑われる場合やいじめの気づきがあった場合、特定の職員で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- （2） いじめ防止対策委員会を開き、対応する教職員の役割分担を明確にして、組織で対応する。
- （3） いじめられた児童やその保護者に対する支援と、いじめた児童に対しての指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- （4） 保護者の協力を求め、いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明し、学校との指導連携について十分に協議する。
- （5） 巡回教育相談員や学校カウンセラーを活用し、児童の心のケアに努める。

## 7 いじめ防止対応の流れ

短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、いじめがあったという認識の下に、迅速かつ適切に対応することが重要である。



## (5) いじめの被害者、加害者、周辺の児童への指導とその保護者への対応

(具体例)

### ①いじめ被害者とその保護者への対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の立場になる。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や、教職員、家族、地域の人）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制を作る。
- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について児童へ伝える。
- ・児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている児童との今度の関係などを具体的に指導。
- ・面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう友人との関係作りや活躍の場等の支援。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えできる限り不安を除去する。

### ②いじめ加害者への指導とその保護者への対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした指導を行う。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- ・対応する教師は客観的な立場で事実確認を行う。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁させない。
- ・面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認する。
- ・授業や学級活動等を通してよさを認め可能性をのばしていく。
- ・事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して適切な対応が行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言を行う。

### ③観衆、傍観者への指導・対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として捉え、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・事実を報告することは、告げ口というものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

## (6) いじめの再発防止

- ①校内研修、地域・家庭・関係機関との連携。
- ②声かけがある、出番がある、居場所がある学校作りを基盤として、認め、褒め、励まし、見届ける教育活動の徹底。
- ③各警察署の警察官及び少年補導職員等を招いた「非行防止教育」の実施。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。  
(「いじめ防止対策推進法」より)

### (2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。